

国道18号横断BOXで落書き被害の発生

みょうこう かごまち
妙高市籠町地先の国道18号横断BOX内において、4月27日に妙高警察署からの通報により落書きを発見しました。

高田河川国道事務所では厳正に対処するため、5月1日に妙高警察署と現地立ち会いを行い、同日に被害届を提出しました。みだりに道路に落書き(道路の汚損)をすると、処罰(一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金)の対象となります。また、このような景観を損ねる行為は、決して許されるものではありません。なお、落書きの消去作業にかかる費用については、加害者に対して全額請求する予定です。

※道路法第四十三条では、みだりに道路を損傷し、又は汚損することを禁止しており、同法第百二条で罰則が規定されています。

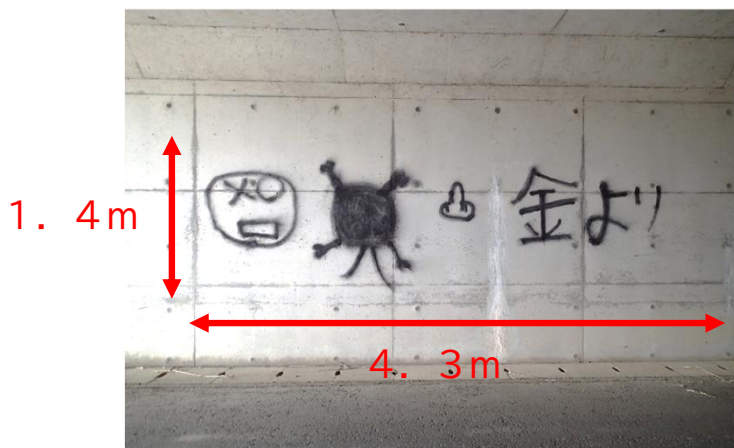
被害状況

←長野方面

国道18号

上越方面→

落書き全体図



お問い合わせ先

国土交通省北陸地方整備局

高田河川国道事務所 TEL: 025-523-3136(代表)

〒943-0847 上越市南新町3番56号

<https://www.hrr.mlit.go.jp/takada/>

■ 道路管理第一課長 水島 輝昭

みずしま てるあき



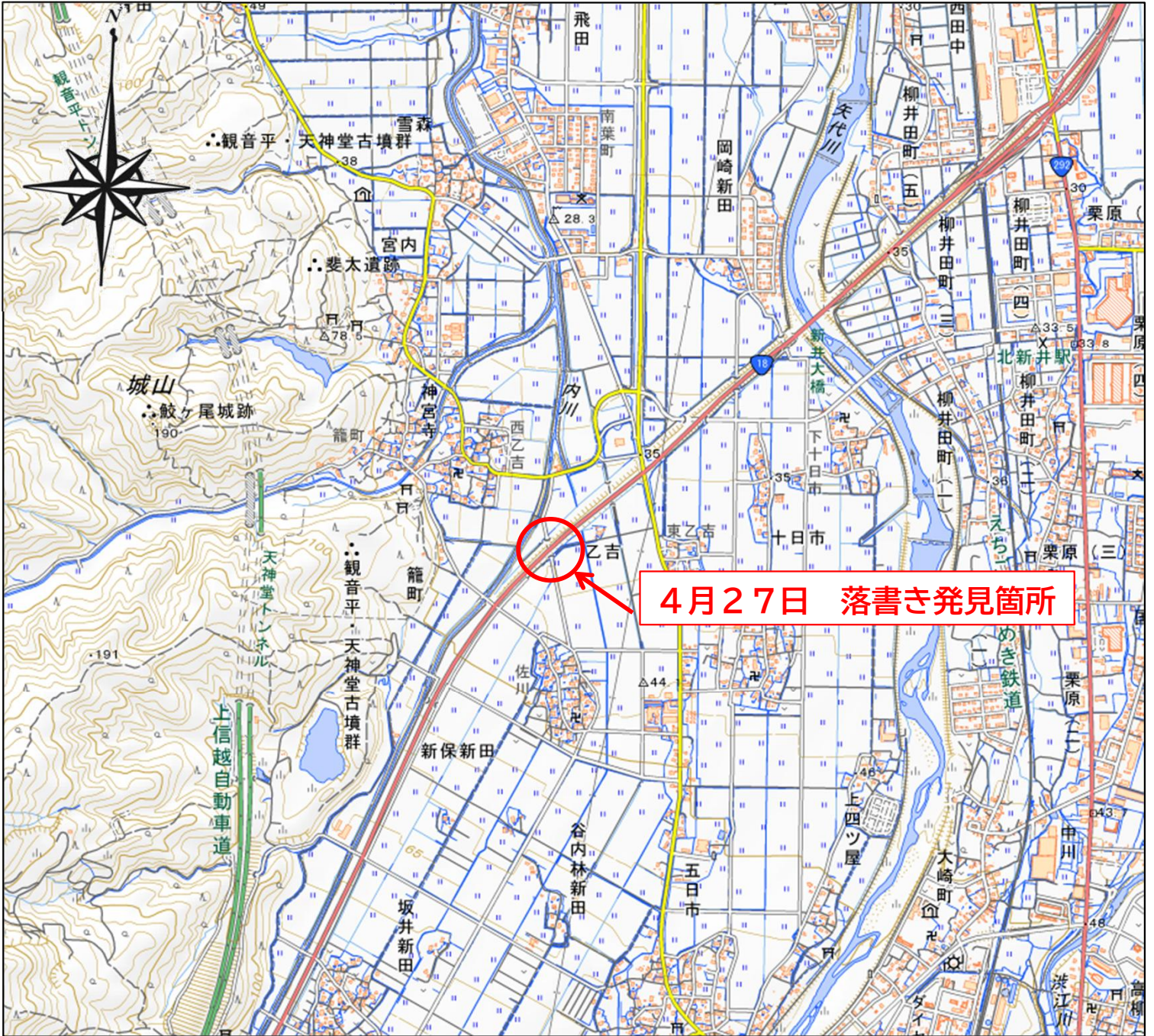
高田かわこく
ホームページ



高田かわこく X

位置図

至直江津



至長野